

利用料金表

[基本部分]

1. 身体介護中心型

※1回の基本料金です

サービス時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以降30分毎 追加
身体介護単位	167 単位	250 単位	396 単位	579 単位	84 単位
料金	1,786 円	2,675 円	4,237 円	6,195 円	898 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.7円を乗じます。

2. 生活援助中心型

※1回の基本料金です

サービス時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助単位	183 単位	225 単位
料金	1,958 円	2,407 円

※生活援助中心型は「45分以上」となっており、30分毎の追加はありません。

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.7円を乗じます。

3. 身体介護中心型＋生活援助中心型

※1回の基本料金です

身体介護中心型サービス時間		20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以降30分毎 追加
生活援助中心型サービス時間					
20分以上 45分未満	身体＋生活単位	317 単位	463 単位	646 単位	84 単位
	料金	3,391 円	4,954 円	6,912 円	898 円
45分以上 70分未満	身体＋生活単位	384 単位	530 単位	713 単位	84 単位
	料金	4,108 円	5,671 円	7,629 円	898 円
70分以上	身体＋生活単位	451 単位	597 単位	780 単位	84 単位
	料金	4,825 円	6,387 円	8,346 円	898 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.7円を乗じます。

※生活援助中心型は「70分以上」となっており、30分毎の追加はありません。

[加算]

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	料金	算定要件	算定回数等	
要介護度による区分なし	特定事業所加算 (I)	上記基本部分の20%	左記の単位数× 地域区分 (10.7)	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件のいずれかに適合するかで加算区分が変わります。要件を満たす場合いずれか1つの算定となります。	1回につき
	特定事業所加算 (II)	上記基本部分の10%			
	特定事業所加算 (III)	上記基本部分の10%			
	特定事業所加算 (IV)	上記基本部分の5%			
認知症専門ケア加算 (I)	3	32円	認知症の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が全体の50%以上で、認知症介護実践リーダー研修の修了者を日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の人数に応じて配置すること。認知症ケアの留意事項の伝達・技術的指導に関する会議を定期的に開催した場合に算定します。	1回につき	
認知症専門ケア加算 (II)	4	42円	加算 (II) は上記の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修の修了者を1人以上配置。認知症ケアの指導などを実施する。認知症ケアに関する研修計画を介護、看護職員ごとによって実施した場合に算定します。		

要介護度による区分なし	緊急時訪問介護加算	100	1,070円	ご利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が訪問介護計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合等に加算となります。（※1）	1回の要請に対して1回
	初回加算	200	2,140円	新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合等に算定となります。	初回利用のみ1月につき
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	1,070円	サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションの一環として自宅を訪問する際に同行し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と共同して行ったアセスメントに基づき訪問介護計画書を作成し、連携しながら、訪問介護計画書に基づくサービス提供を行う場合に算定します。（※2）	1月につき（算定期間は、この計画書に基づくサービス提供初回日より3ヶ月間です。）
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	2,140円		
所定単位数から算定	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月の利用料金の13.7%（基本料金＋各種加算減算）	左記の単位数×地域区分（10.7）	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。キャリアパス要件や職場環境等要件をどこまで満たしているかで加算区分が変わります。ただし、算定できるのはいずれか1つのみです。	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）×加算率
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月の利用料金の10%（基本料金＋各種加算減算）			
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月の利用料金の5.5%（基本料金＋各種加算減算）			
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	処遇改善加算（Ⅲ）の90%			
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	処遇改善加算（Ⅲ）の80%			
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月の利用料金の6.3%（基本料金＋各種加算減算）	左記の単位数×地域区分（10.7）	上記の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のどれかを取得しており、処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること、また処遇改善加算に基づく取組について、介護サービス情報公表システムへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定します。	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）×加算率
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月の利用料金の4.2%（基本料金＋各種加算減算）				

※1: この加算を算定した場合で、結果的に提供したサービスが身体介護20分未満＋生活援助になった場合は、所定の単位数で算定いたします。

※2: (Ⅱ)はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合が追加されます。

◇ 留意点 ◇

- ① 料金は、ひと月の訪問介護利用総単位数及び各加算(介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く)と介護職員処遇改善加算の単位数、介護職員等特定処遇改善加算の単位数を加えた合計単位数に10.7を乗じた金額(1円未満は切り捨て)となります。そのため、上記の表の金額を合計した金額と異なることがあります。
- ② 介護保険の適用がある場合は、利用料金の1割または、2割、3割が利用者負担金となります。（「介護保険負担割合証」による）
- ③ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用に対する利用料金は、全額自己負担となります。
- ④ 早朝時間帯(午前7時～午前8時)又は夜間時間帯(午後6時～午後9時)のサービス提供は25%増しとなります。
- ⑤ やむを得ない事情等で、かつ、ご利用者の同意を得て訪問介護員2人でサービスを提供した場合は、2人分の料金となります。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の0.1%に相当する単位数を加算します。
- ⑦ その他上記以外の事項につきましては、厚生労働省の介護報酬の告示に準ずるものとさせていただきます。
- ⑧ 介護保険法の改正にともなう利用料金等の変更につきましてはこのような別紙にて説明させていただきます。
- ⑨ 利用料金のお支払方法
利用料金は、サービス利用月の翌月の26日(金融機関が休日の場合は 翌営業日)に、ご指定の金融機関の口座から自動引落によりお支払いいただきます。